

株式会社名古屋交通開発機構定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社名古屋交通開発機構と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことができる。

- (1) 名古屋市交通局所有の賃貸不動産の賃貸及び管理運営に関する事業
- (2) 名古屋市高速度鉄道に附設又はこれに関連する地下商店街及びその附属設備の建設、取得、賃貸及び管理運営に関する事業
- (3) 自動車駐車場及びこれに附設する施設の建設、取得及び管理運営に関する事業
- (4) 前3号以外の不動産の取得、建設、処分、賃貸及び管理運営に関する事業
- (5) 宅地建物取引業
- (6) 乗車券の販売に関する事業
- (7) 電車及び自動車の整備又は改造に関する事業
- (8) 名古屋市交通局からの受託事業及び名古屋市交通事業の経営改善に資する事業
- (9) ICカード乗車券の作成、発行、料金の出納及び精算等の事業
- (10) 自動乗車券発売機、自動集改札装置、乗車券発行機その他の駅務機器及び受変電機器の保守管理に関する事業
- (11) 広告代理業及び広告管理に関する事業
- (12) 当せん金付証票の売捌きその他の物品等の販売に関する事業
- (13) 名古屋市交通事業にかかる乗客の利便・サービス施設の経営管理に関する事業
- (14) 損害保険代理業
- (15) 労働者派遣事業
- (16) 警備業
- (17) その他前各号に関連する業務及び前各号の目的を達成するために必要な事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、8,000株とする。

第6条 削除

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の取扱い)

第8条 当社の株式の名義書換その他株式に関する取扱いは、取締役会の定めるところによる。

(株式の譲渡制限)

第9条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第10条 削除

第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は決算日の翌日から3箇月以内に、臨時株主総会は必要のある場合に随時招集する。

(基準日)

第11条の2 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第12条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。社長に事故のあるときは取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(決議)

第13条 株主総会の決議は法令に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。

(議決権の代理行使)

第14条 株主総会において株主の議決権を行使する代理人は当会社の株主に限る。ただし、法定代理人は差し支えない。

第4章 取締役、監査役及び取締役会

(定員)

第15条 当会社に取り締役15名以内、監査役2名以内を置く。

(選任)

第16条 取締役及び監査役は株主総会において選任する。但し、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第17条 取締役及び監査役の任期は取締役にあつては選任後2年内、監査役にあつては選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とし、補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。

(代表取締役、役付取締役、顧問及び相談役)

第18条 会社を代表する取締役は取締役会の決議により選任し、各自会社を代表する。ただし、代表取締役のうち1名は社長とする。

2 取締役会の決議により、取締役のうちから副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

3 取締役会の決議により、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

(取締役会)

第19条 取締役会は、特に法令又は定款に定める事項のほか業務執行に関する重要な事項を決定する。

(招集)

第20条 取締役会招集の通知は、定例取締役会の場合を除き、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要ある場合はこれを短縮することができる。

(議長)

第21条 取締役会の議長は取締役社長がこれに当たる。社長に事故のある

ときは、取締役会で予め定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

(決議)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってする。

2 取締役が提案した決議事項について、取締役全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは除くものとする。

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関するその他の事項については、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第23条の2 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。本条において同じ。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議によって取締役の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下この項において同じ。）との間で、同法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。

(監査役の責任免除)

第23条の3 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。本条において同じ。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議によって監査役の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条の規定により、監査役との間で、同法第

423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第25条 剰余金の配当は、株式の数に応じ決算日現在の株主にこれを支払う。

2 未払配当金については利息をつけない。

第6章 附則 (抄)

(設立の際に発行する株式の総数及び発行価額)

第26条 当社は、設立の際に額面株式2,000株を発行し、その発行価額を1株につき50,000円とする。

(最初の営業年度)

第27条 当社の最初の営業年度は、当社設立の日から平成2年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第28条 当社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。

(発起人の氏名及び住所)

第29条 発起人の住所、氏名及び引受株式数は、次のとおりである。

引受株式数

発起人	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	
	名古屋市 代表者 名古屋市長 西尾武喜	1,993株
同	愛知県尾張旭市東栄町一丁目2番地の18	
	東松阜介	1株
同	愛知県名古屋市名東区平和が丘五丁目179番地	
	中川健	1株
同	愛知県瀬戸市東長根町37番地	

		横山 需	1株
同	愛知県春日井市藤山台五丁目10番地の8		
		平野 幸雄	1株
同	愛知県名古屋市中川区西中島二丁目605番地		
		奥村 晃	1株
同	岐阜県土岐市泉町久尻1496番地の47		
		千村 益生	1株

(施行期日)

第30条 この定款は、平成元年6月21日より施行する。

(施行期日)

第31条 この定款は、平成3年6月6日より施行する。

(施行期日)

第32条 この定款は、平成7年6月16日より施行する。

(施行期日)

第33条 この定款は、平成10年6月23日より施行する。

(施行期日)

第34条 この定款は、平成11年6月22日より施行する。

(施行期日)

第35条 この定款は、平成14年6月27日より施行する。

(施行期日)

第36条 この定款は、平成17年6月22日より施行する。

(施行期日)

第37条 この定款は、平成18年6月21日より施行する。

(施行期日)

第38条 この定款は、平成19年3月19日より施行する。

(施行期日)

第39条 この定款は、平成19年6月18日より施行する。

(施行期日)

第40条 この定款は、平成20年6月18日より施行する。

(施行期日)

第41条 この定款は、平成22年4月1日より施行する。

(施行期日)

第42条 この定款は、平成22年12月24日より施行する。

(施行期日)

第43条 この定款は、平成27年6月10日より施行する。

(施行期日)

第44条 この定款は、平成28年6月10日より施行する。

(施行期日)

第45条 この定款は、平成29年6月13日より施行する。